破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１９８３号
埼玉県新座市栗原３丁目７番38号、旧住所埼玉県新座市西堀１丁目10番２号
債務者　馬渡　二郎
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８４号
埼玉県新座市栗原３丁目７番38号、旧住所埼玉県新座市西堀１丁目10番２号
債務者　馬渡　由美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２００４号
埼玉県上尾市中妻１丁目14番地25
債務者　坂　　潤一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２４号
さいたま市西区大字西新井383番地12
債務者　須藤　信吉
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４３号
さいたま市西区大字指扇1742番地18　サンアゼリア壱番館202号、旧住所さいたま市西区大字宝来1521番地３
債務者　小澤　正典
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５６号
埼玉県久喜市中妻1588番地55
債務者　岡本眞起子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８２号
埼玉県新座市野火止６丁目８番13号ＦＩＳ新座
債務者　佐藤　隆治
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３６号
さいたま市大宮区桜木町４丁目468番地11
債務者　古谷　武男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６０号
埼玉県加須市南町15番27号
債務者　牛渡　義明
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６９号
埼玉県北本市栄７番地１―13―301
債務者　宮下　美香（旧姓城詰・関根）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７４号
埼玉県川口市大字芝3832番地
債務者　小野　禮次
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１５号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町10番地９　ペガサスドリーム105
債務者　高橋　　真
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２２号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目20番30号
債務者　竹田　洋彦
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９４２号
埼玉県入間郡毛呂山町南台１丁目２番地15
債務者　内田　秀夫
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８５号
埼玉県狭山市柏原2877番地の１　南柏団地２―403
債務者　茅　千恵子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０１７号
埼玉県坂戸市八幡２丁目１番５号　第３レジデンスアゼリア206号室
債務者　中花　力也
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５９号
岩手県花巻市高木第20地割200番地224
債務者　小川　裕美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部